

平成 22 年度事業報告書 (平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

1 役員会の開催

(1) 第二十八回理事会

第二十八回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 22 年 5 月 24 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事 33 名

(本人出席 10 名、代理人出席 22 名、書面による表決権行使者 1 名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案：	第一号議案	任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
	第二号議案	会長・理事長及び事務局長互選の件
	第三号議案	任期満了に伴う特別顧問推薦の件
	第四号議案	任期満了に伴う評議員推薦の件
	第五号議案	任期満了に伴う学術評議員推薦の件
	第六号議案	平成 21 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
	第七号議案	平成 22 年度事業計画及び収支予算の件
	第八号議案	寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

1. 小貫 芳信
2. 小杉 丈夫

(2) 第二十六回評議員会

第二十六回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 22 年 5 月 24 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員 29 名

(本人出席 6 名、代理人出席 22 名、書面による表決権行使者 1 名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号議案、第三号議案及び第四号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議案：第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第二号議案 平成21年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成22年度事業計画及び収支予算の件
第四号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 赤根 智子
2. 小泉 淑子
3. 原田 明夫

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成22年5月24日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3)第二十九回理事会(書面による議決)

平成22年7月7日、理事長原田明夫は第二十九回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成22年7月23日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件
候補者 麻生光洋氏 法務総合研究所長
有富寛一郎氏 KDDI株式会社副会長
中嶋 誠氏 住友電気工業株式会社常務取締役

第二号議案 寄附行為一部変更の件
理事の定数を25名以上35名以内と変更する。

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(4)第二十七回評議員会(書面による議決)

平成22年7月26日、理事長原田明夫は第二十七回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成22年8月6日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 理事委嘱承認の件
候補者 麻生光洋氏 法務総合研究所長
有富寛一郎氏 KDDI株式会社副会長
中嶋 誠氏 住友電気工業株式会社常務取締役

第二号議案 寄附行為一部変更の件
理事の定数を25名以上35名以内と変更する。

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 北原 一夫
2. 小泉 淑子
3. 原田 明夫

(5)第三十回理事会(書面による議決)

平成22年11月10日、理事長原田明夫は第三十回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成22年11月26日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件

候補者 清水 治氏 法務総合研究所長

第二号議案 評議員推薦の件

候補者 山下輝年氏 法務総合研究所国際協力部長

第三号議案 学術評議員推薦の件

候補者(新任)鮎京正訓氏 名古屋大学法学研究科長

候補者(再任)中川英彦氏 駿河台大学法科大学院講師

候補者(再任)松下満雄氏 成蹊大学法科大学院教授

候補者(再任)松島 洋氏 弁護士(第一東京弁護士会所属)

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(6)第二十八回評議員会(書面による議決)

平成22年11月29日、理事長原田明夫は第二十八回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成22年12月13日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 清水治法務総合研究所長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 北原 一夫
2. 小泉 淑子
3. 原田 明夫

2 法整備支援受託事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第35回ベトナム（日越戸籍実務の比較）研修

期 間： 平成22年11月8日～11月12日（5日間）

場 所： JICA東京国際センター及び法務総合研究所（東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、①戸籍制度の成立経緯、②戸籍記載手続、③戸籍簿の保管・運用状況、④戸籍法の成立経緯と運用実態、⑤戸籍担当者の養成などに関し、講義を行うとともに、東京法務局、新宿区役所及び鎌倉市役所を訪問し、大都市及び地方都市における戸籍実務の体制や運用を学ばせることにより、ベトナム側担当者の本邦戸籍制度に関する知見を深め、その能力向上及び戸籍法草案の作成に役立てることを目的とする。

研修員： 7名

グエン・クオック・クオン	司法省司法行政局副局長
ルオン・ティ・ライン	司法省司法行政局戸籍課課長
チャン・ティ・レ・ホア	司法省司法行政局戸籍課副課長
グエン・ヴァン・ホア	司法省司法行政局総合行政課課長
グエン・ホン・ハイ	司法省民事経済法局民事法課課長
チャン・ティ・ゴック・チャム	司法省養子局専門官
チャン・キム・トゥイ	ランソン省司法局司法行政課課長

②第36回ベトナム（刑事訴訟法にかかる研究）研修

期 間： 平成22年12月13日～12月22日（10日間）

場 所： 法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われる。ベトナム刑事訴訟法改正の主たる論点は、①検察組織の改革、②控訴審及び上訴審、③弁論の活性化、④公判における立証活動の充実、⑤被告人・弁護人の地位強化、⑥検察院による捜査機関に対する監督強化などである。そこで、本研修においては、上記各論点につき、大学教授、弁護士、法総研国際協力部教官と研修員による討論会を実施し、討論を通じて問題点の抽出、分析、検討を行うなどして、ベトナム刑事訴訟法改正を支援することを主たる目的とする。

研修員： 7名

ヴ・ヴァン・モック 檢察理論研究所副所長

グエン・トゥ・トゥアン最高人民検察院国家安全保障事件訴追解決監督部上級検察官
ヴ・クオック・ヴァン 中央共産党事務局内務部副部長
ヴ・ティ・ドゥック ハノイ人民検察院次席検事
ドゥ・ゴック・リエン 第2地区軍事検察院検事正
ブイ・ティ・ハン 最高人民検察院検察訓練校刑事部副部長
ホアン・ヴァン・ホア 最高人民検察院人事部課長

③第37回ベトナム(民事訴訟法にかかる研究)研修

期 間： 平成23年1月13日～1月21日（9日間）
場 所： JICA大阪国際センター及び法務総合研究所(大阪)
研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム民事訴訟法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の民事訴訟の理論及び実務について情報提供を行うとともに、ベトナム側の民事訴訟法改正草案についての意見交換を行うことにより、同草案の改善に役立ててもらうため実施するものである。

研修員：7名

トゥ・ヴァン・ニュウ	最高人民裁判所副長官
ヴー・テー・ドアン	最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長
グエン・マイ・ボ	最高人民裁判所中央軍事裁判所裁判官
グエン・ヴァン・ティエン	最高人民裁判所経済裁判所裁判官
ブイ・ティ・ズン・フエン	最高人民裁判所裁判理論研究所民事、経済、商事課長
レ・テー・フック	最高人民裁判所裁判理論研究所審査官
ヴー・ティ・ハン	最高人民裁判所国際協力部書記

(2)ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけた国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度であった。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区(バクニン省)を指定し、同地区において、司法機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に関する機関)の能力の改善に向けた取組が行われた。起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、民事判決執行法、国家賠償法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事

訴訟法の改正等の支援を実施し、その結果、民事判決執行法(平成20年11月)、国家賠償法(平成21年6月)、行政訴訟法(平成22年12月)がベトナムの国会で可決成立した。

当年度は民法共同研究会（委員長 森嶌昭夫日本気候政策センター理事長 委員10名）が研究会を4回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授 委員4名）が5回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①第8回カンボジア法曹養成研修(模擬裁判・執行保全講義)

期 間： 平成22年10月18日～10月29日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： (1)模擬裁判について

養成校では、平成19年以降、毎年12月に生徒による民事模擬裁判を実施しており、教育と実務の懸け橋となる模擬裁判は、最も重要なカリキュラムの一つである。模擬裁判の指導・講評には民事法及び民事訴訟実務に対する十分な知識と経験を要する。しかし、模擬裁判の指導・講評役を務める教官候補生は、これらの知識や経験が十分とは言い難く、研修を実施して模擬裁判の指導・講評する能力を向上させる必要がある。このような観点から、平成20年の第4回法曹養成支援研修では2期教官候補生を、平成21年の第6回法曹養成支援研修では3期教官候補生をそれぞれ対象に、指導能力向上のための研修を実施している。

本年も、12月に養成校生徒による民事模擬裁判の実施が予定されており、2～3期生の教官候補生6名と本年検察官から裁判官に転官した4期生の教官候補生1名が民事模擬裁判の指導・講評を務める予定であるが、模擬裁判用の題材記録の作成及び模擬裁判の指導・講評をカンボジア側のみで行えるだけの知識、経験を獲得するには至っていない。そこで、今回の第8回法曹養成支援研修は、模擬裁判の指導役・講評役を務める教官候補生を対象に、日本側であらかじめ作成した模擬裁判用の題材記録の素案に基づき、教官候補生に実際に模擬裁判を実施させてその検討を行うとともに、日本側講師と教官候補生の共同作業によって題材記録の素案の改訂作業を行い、題材記録の作成能力向上を図るものである。

(2) 民事判決起案演習及び民法演習について

カンボジアでは、民事訴訟法で判決書に判決の「理由」を記載することが要求されているものの、実務上、事実認定の理由や当該判断に至った法的、論理的な理由が記載されていない判決が多く、これが実務における判断の蓄積を困難とし、カンボジア独自の法理論の形成を阻害する要因の一つとなっていると考えられる。今回の研修では、ほとんどの研修員が裁判官としての実務経験を積んだ研修員であることから、研修員に対して、判決に至る法的、論理的判断経過を判決書として記載する手段として日本の民事判決書を示し、相互に協議することで、カンボジアにおいてあるべき、民事判決書の記載方法を習得し、カンボジアにおける民事判決書の記載方法の改善を図るものである。また、カンボジアでは、かねて独自の法理論形成がなされておらず、新たに成立した民法についても、法の趣旨を理解した上で法を解釈して適用するという発想に乏しい理解がされており、これが民法の理解が十分に進まないことの重要な要因の一つとなっていると考えられる。今回の研修では、本来的に適用される条文の解釈が分かれるような典型的な論点となる事案を設定し、同事案に適用されるべき条文の解釈を議論することを通じて、研修員に法解釈の手法を体得させることで、民法の理解の促進を図るものである。

(3) 裁判所の見学等について

民事訴訟法、民事執行・保全の円滑で適正な運用には、裁判所の人的・物的整備が不可欠であるところ、カンボジアにおいては、いまだその整備途上にあり、いかなる整備・運用をすべきかにつき、資料が極端に乏しいといわざるを得ない。カンボジアの訴訟手続と類似する訴訟手続を有する我が国の裁判所の人的・物的整備状況とそれに基づく実務の運用状況を知ることにより、法が予定している訴訟手続、執行・保全手続を十全に理解することが可能となる。そこで、我が国における訴訟手続の概要を講義した上、民事訴訟、民事執行・保全を担当する裁判所の見学及び担当者らへの質疑応答を通じ、法及び制度自体への理解を深めさせることとしている。

研修員： 7名

フート・ヒエン	カンダル州裁判所判事
ヘン・ソックナー	タケオ州裁判所判事
スルン・チュンボリアッ	カンダル州裁判所判事
ソー・リナー	シアヌークビル州裁判所判事
ングオン・ブティー	コンポンチャム州裁判所判事
タラン・パネ	バタンバン州裁判所判事
チャン・リヤンサイ	最高裁判所判事

②平成22年度カンボジア研修(不動産登記)

期 間： 平成23年2月1日～2月10日（10日間）

場 所： 法務総合研究所(東京)及びJICA東京国際センター

研修内容： 本研修は、「法制度整備プロジェクト(フェーズ3)」の一環として、司法省等の関係者を日本へ招へいして実施するものである。新民法は、不動産登記を不動産売買の効力要件とし、また、従前、カンボジアになかった抵当権・根抵当権制度を導入するなどしている。その結果、新民法の適切な運用のためには、不動産登記制度の整備が不可欠な要素となっている。

カンボジアでは、現在、国土管理都市計画建設省が所管する土地法に基づいて土地の境界確定や不動産登記を行っているが、同法は本来、小作農創設などを目的とするものであり、そのままで、新民法の予定する不動産登記制度の役割を果たさない。このため、所管省庁である司法省及び国土管理都市計画建設省が新民法の予定する不動産登記制度を整備すべく、共同省令を起草中である。

しかしながら、新民法は、新たに成立した体系的な民法典であり、その分量においても1300条を超える上、抵当権等の新概念を含むことなどから、カンボジア側の理解が遅れている。また、抵当権等の新たな担保物権の登記方法に関する資料も乏しく、起草担当者において実務上の取り扱いや問題点を検討する材料も不足している。

そこで、本研修において、起草中の不動産登記共同省令の起草状況につき、カンボジア側研修員から報告を得た上で、民法の起草に関わった日本側民法部会委員等との協議、講義や質疑応答、不動産登記実務を取り扱う法務局及び日本司法書士会連合会の見学等により、カンボジアの新民法と類似する日本民法の解釈や不動産登記実務の在り方などについてカンボジア側研修員の理解と能力を向上させることを目的としている。また、併せて日本とカンボジア両国の相互理解を深めることを期している。

研修員：14名

チャン・ソティアヴィ 司法省次官

リム・ウォン 国土管理都市計画建設省顧問

ブン・ホン 司法省次官補

ティット・ルッティ 司法省付判事

トウ・タルット 司法省民事局長

チー・リエン 国土管理都市計画建設省土地登記局長

コーサル・ソビニヤ 国土管理都市計画建設省法務局長

ケオ・セッター 司法省民事局次長

ソー・ダニー 司法省研究研修局次長

パック・ソック 国土管理都市計画建設省土地登記局次長

キン・ボー 国土管理都市計画建設省土地登記局次長

チェン・スロン 国土管理都市計画建設省土地登記局次長

レイ・リナー 司法省民事局法務専門官
ソウン・ナリー 司法省民事局法務専門官

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行(適用は平成19年7月)、民法は平成19年12月に成立・公布(適用期日は未定)された。

引き続き平成20年度より下記2つのプロジェクトが開始されている。

①法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3(平成20年度4月～平成24年3月)
・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会(委員長 森嶽昭夫日本気候政策センター理事長 委員15名)を3回及び民事訴訟法作業部会(委員長 竹下守夫法務省特別顧問 委員12名)を3回実施した。また民法作業部会のサブ部会であるカンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ(委員等8名)は会合が2回行われた。

②裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2
(平成20年4月～平成24年3月)
・教材作成・教官養成等の支援
・継続教育への支援

当年度は法曹養成共同研究会(岡部純子司法研修所教官他 委員8名)を2回実施した。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを3回実施した。
当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) 中国国別研修

①平成22年度中国国別「国際私法研修(民事訴訟法及び民事関連法)」
期 間： 平成22年7月12日～7月21日(10日間)
場 所： 法務総合研究所(東京・大阪)及びJICA大阪・東京国際センター
研修内容： 中国は、急成長した市場経済に合致した国内法制の整備を急いでおり、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会は、国際私法制定の

準備も進めている。国際私法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係について、その準拠法を選択する法律(狭義での国際私法。なお、広義では国際民事訴訟法を含む。)であるが、中国には単行法としての国際私法及び国際民事訴訟法がなく、従前から条文の不備など多くの問題点が指摘されてきたところである。日本においては、2006年に「法の適用に関する通則法」(国際私法)が制定され、また、現在、国際裁判管轄法制(国際民事訴訟法)の制定作業が進められているが、中国の国際私法及び国際民事訴訟法が、国際的標準に近づくことは中国のみならず日本にとっても望ましいことである。従来の中国に対する法制度整備支援としては、中国において民事訴訟法の改正作業等を担当する全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室からの支援要請を受け、2007年11月、独立行政法人国際協力機構(JICA)が中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトを開始し、本邦研修などを行ってきた。そのような経緯を踏まえ、前記プロジェクトの相手方である前記民法室が、民事訴訟法に加え、国際私法の改正についても支援を要望したため、法務総合研究所では、2010年2月、中国の国際私法・国際民事訴訟法専門家を日本に招へいして講演会を行い、中国における国際私法・国際民事訴訟法の現状および改正課題を研究するとともに、同年3月には、中国での現地セミナーを開催し、日本における国際私法についての知見を中国側に提供するなどして、中国国際私法制定に向けての支援を行ってきた。今回は、前記民法室が、国際私法の草案作成に向け、現時点で直面する具体的問題点について、日本側とさらに掘り下げた議論をすべく研修実施を通じた支援を要請してきたことから、日本側としても中国の問題解決に協力・支援すべく、本研修を実施することとした。本邦研修としては本研修は初回であるが、すでに、中国側は本年3月に実施した現地セミナーにおいて、日本における国際私法の概要についての知見を得ていることから、これを踏まえ、国際私法制定に向けての現時点の中国側の問題意識について掘り下げて理解を深める予定である。加えて、本研修では、東京地方裁判所への訪問や法廷傍聴、裁判官、弁護士等実務家との意見交換を行うことにより、中国政府立法担当者らに(1)日本の国際私法の内容とその裁判実務の状況等を理解させること(2)中国の改正国際私法案の起草に当たり、日本の経験から留意すべきことについて理解させることを目的とし、併せて日中担当者の相互理解を深めることを期している。

研修員：12名

賈 東明 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任
吳 斌 安徽省人民代表大会常務委員会法制工作委員会副主任
王 琰 最高人民法院民四庭副庭長
杜 涛 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室處長

段 京連	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室調研員
王 瑞娣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室調研員
鮑 建国	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室調研員
高 曉力	最高人民法院民四庭助理審判員
姚 俊逸	中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁監督処副処長
李 倩	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
許 燦	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任科員
張 鵬	全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査室副主任科員

②中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(中国研修)

第5回中国研修(民事訴訟法)

期 間： 平成22年10月11日～10月19日(9日間)

場 所： 法務総合研究所(東京) 及びJICA東京国際センター

研修内容： 平成19年11月、独立行政法人国際協力機構(JICA)による「中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が3年計画で開始され、本年はその最終年である。本研修は、その一環として、両法律の改正作業を支援するため、カウンターパートである全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室の立法担当者らを日本に招へいして実施するものである。

同プロジェクトは、日本の民事訴訟法、民事執行・保全法及び仲裁法の改正経緯や実務上の工夫等に関する知見を基に、中国に対して、より適正で国際的標準に沿った改正民事訴訟法案、同仲裁法案の起草に資する情報や助言を提供し、最終的には中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備されることを目標としている。

なお、プロジェクト期間途中の平成20年10月、中国側の立法計画の優先順位に変更が生じ、中国側カウンターパートから新たに権利侵害責任法の起草に対する協力を要請された。そこで、同法起草に対する支援も併せて行うこととし、平成21年8月、プロジェクトの計画を修正して同法の起草支援を行った(第4回本邦研修等)ところ、同年12月、中国において権利侵害責任法が成立するという成果が見られた。本年10月末をもって、3年間のプロジェクト期間は終了するが、中国民事訴訟法・仲裁法の改正作業は終了していないため、プロジェクト終了後も中国に対する起草支援は継続していく予定である。

今回の研修においては、これまでの研修等の成果を日中双方で整理、確認するほか、中国民事訴訟法等改正のために必要な日本の知見を中国側に提供して、改正民事訴訟法案等の起草に資する更なる情報や助言を提供するとともに、日中間の意見交換を活発にし、相互の交流を深めるものである。

研修員：12名

姚紅	全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任
楊明倫	全人代常務委員会法制工作委員会法規備案審査室主任
扈紀華	全人代常務委員会法制工作委員会民法室副主任
陳龍海	全人代常務委員会法制工作委員会弁公室副巡視員
郝作成	全人代常務委員会法制工作委員会民法室処長
包劍平	最高人民法院立案一庭審判員
張順	中国国際貿易促進委員会法律事務部法律顧問処長
陳旭	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会綜合法規処副処長
庄曉泳	全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
李予霞	最高人民法院研究室幹部
趙光	全人代常務委員会法制工作委員会社会法室副主任科員
羅小曼	全人代常務委員会法制工作委員会研究室副主任科員

(6) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施され一応終了した。

内容としては、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」が実施された。

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会

委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授

委員 14人

平成22年度は研究会を2回開催。

(7) 平成22年度ラオス国別研修「民法にかかる共同研究」

期間： 平成23年3月14日～3月22日(9日間)

場所： 法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： ラオスでは、未だ法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向がある上、法理論の体系的説明や法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないまま法学教育・研修が行われている。このような状況に鑑み、ラオス政府の要請を受けて、2010年7月、独立行政法人国際協力機構（JICA）の「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が開始された。このプロジェクトは、ラオス司法省、最高人民法院、最高人民検察院及びラ

オス国立大学が共同して、ラオスにおける法理論と実務上の問題について分析・検討を行い、その結果を「モデル教材」に取りまとめるにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標としたものであり、その一環として本邦研修を実施することとしたものである。

本研修は、民法に関する分析・検討及び教材執筆を行うワーキンググループメンバー(裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員)を研修員として日本に招き、日本の民法の理論及び民事の実務並びに日本における法曹・法学教育及び法律関係図書の内容・利用方法等に関して情報提供を行うとともに、ラオス民法の理論及び実務についての意見交換を行うことにより、今後上記「モデル教材」作成作業を効果的・効率的に行えるようにするために実施するものである。

研修員：13名

チャンタリー・ドゥアンヴィライ	最高人民裁判所専門官管理及び裁判統計局副局長
ナロンリット・ノーラシン	司法省法律研究所副所長
ドゥアンマーラー・カムソンカー	ラオス国立大学法政治学部副班長
ヴィサイ・シーハーパンニヤー	ラオス国立大学法政治学部学科長
ブアリー・ペッミーサイ	中部高等人民検察庁部長
シーブンソン・ブーンロム	検察業務開発センター研修部門課長
スーリサック・テープパヴォン	中部法科大学部長
ヴィエンサイ・ヴォンパックディー	中部法科大学専門官
コーンサヴァン・サーヴアリー	司法省法律宣伝普及局部長
ポーンサヴァン・ブルアンラート	南部法科大学副学科長
カムパイ・サイニヤスック	裁判官研修所専門官
スーサンサイ・シンダーラー	司法省法律研究所専門官
サーイタヌー・インソムポン	北部法科大学専門官

(8) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

平成22年7月から平成26年7月までの4ヶ年の予定でラオス司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じて法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を目的とするプロジェクトが開始された。

国内でのアドバイザリーグループ

①ラオス民法アドバイザリーグループ

委員 松尾弘 慶應義塾大学大学院教授 他委員3名
会合 3回実施

②ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ

委員 名津井吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他委員 4名
会合 4回実施

③ラオス刑事訴訟法アドバイザリーグループ

委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他委員 4名
会合 3回実施

他にJICA-NETセミナーを3回実施

(9) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

第3回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間： 平成22年12月6日～12月17日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及びJICA大阪国際センター

研修内容： 前年度に引き続き、中央アジア4カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）の裁判所及び企業、担保、債権者・株主の保護又は倒産を監督する関係省庁等より11名を招き研修を実施した。近年、企業の破綻や不祥事を招いた際の、代表者、取締役の会社や株主に対する責任の在り方、債権者保護の在り方が世界的に問題となっている。世界経済がグローバル化する中で、取引先の国の法制度についての情報が不足しているということは、法的予測可能性が確保されていないというリスクと考えられ、外国企業の投資活動の障壁となっている。このように、現在、自国の法制度にとどまらず、他国の法制度についても理解することが必要であることから、企業法制に関する専門家が一堂に会し、比較研究することが有益である。このようなことから、共通する制度も多いと思われる本セミナー対象国の企業法制（株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理）を本セミナーの題材とした上で、会社法制、担保法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務についての参加者の報告及び意見交換を通じて中央アジア諸国の運用状況が明らかになり、法的予測可能性が確保されることを目指すものである。併せて、大阪地方裁判所、及び日常的に担保設定業務を行っている金融機関として三井住友銀行大阪本店の訪問を実施した。

研修員： 11名

（カザフスタン）

タトケーエヴァ カルルイガッショ クルマーシェヴァ

オマーロヴァ グリザッド アバーエヴァ

（キルギス）

カラガンダ州特別経済裁判所判事

経済発展通商省法律部専門家

ムリュクバーエヴァ ディリヤーラ アブドラフマーノヴァ ビシケク市裁判所民事委員会判事
バキーロフ エルキン アビトジャーノヴィッチ 国家財産省倒産部経済分析課長
イサーコフ ダニヤール アルマズベーコヴィッチ チュイ州経済行政広域裁判所判事補
(タジキスタン)
マフカンバエヴァ タフミナ 経済発展通商省法律部主任専門家
ヒサイノフ ムロダリ 投資及び国家財産管理国家委員会法律支援部長
ヤクーボフ アブドラフモン ホルドロヴィッチ カトロン州経済裁判所判事
(ウズベキスタン)
マトムラートフ イフティヤール ジャルガソーヴィッチ
ウズベキスタン共和国最高経済裁判所及びカクタル共和国経済裁判所判事
ヌリッディイーノヴァ シャフノーザ タイーロヴァナ
非独占化競争発展国家委員会司法部諮問委員会上級弁護士
ラヒーモフ アクマル ハシーモヴィッチ
最高経済裁判所フェルガナ州経済裁判所判事

(10) 平成22年度東ティモール国別研修(法案作成能力の向上フェーズ2)

期 間： 平成22年8月9日～8月17日(9日間)
場 所： 法務総合研究所(大阪) 及びJICA大阪国際センター
研修内容： 本研修は、前回の研修の成果と結びつけて更に立法能力向上の効果を上げることを目指し、前回研修で取り上げた「逃亡犯罪人引渡法」及び「違法薬物取引取締法」の各草案作成の進ちょく状況を確認した上、これらについて生じている問題について助言を行うとともに、前回研修では、東ティモール側が希望していたものの、日程や作業量などの関係でテーマとすることを見送らざるを得なかった「調停法」を題材として取り上げ、同法案の起草に際して留意すべき点などについて講義及び意見交換等を通じて習得し、その結果をまとめることを目的として行われた。

研修員： 2名

マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルバ 法律研修センター局長
パスコアル・ダ・コスタ・ソアレス ジュニアリーガルオフィサー/立法専門員/法律勧告・立法局

(11) ネパール国別研修

①「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」
期 間： 平成22年7月13日～7月23日(11日間)
場 所： 法務総合研究所(東京) 及びJICA東京国際センター
研修内容： ネパールでは反政府勢力(マオイスト)と政府の間で2006年11月に包括的和平合意が締結され、2008年4月に実施された制憲

議会選挙で選ばれた議員により、現在憲法制定に向けた作業が行われている。憲法制定は本年5月を目指とされており、その後、総選挙、地方選挙と新たな国づくりのプロセスが続く予定である。基本法に関しては、150年前に制定された民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法が一つとなっているムルキアイン法典が運用されているが、国際標準からは立ち遅れたものとなっている。ネパール政府は、同法典を改正、分離する形で、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の草案づくりを行っており、ネパールの伝統、社会との調和を図りつつ、国際標準に合わせることを志向している。

ネパールに対しては、独立行政法人国際協力機構（JICA）において、2008年度以来、民法起草支援を中心とする法整備支援活動が行われてきたが、2009年7月に「ネパール民主化支援プログラム協力準備調査（基本法支援）」をカトマンズ市及びその周辺において実施するに際し、上記調査に参加した法総研国際協力部教官において、刑法及び刑事訴訟法の改正作業に従事している「刑事法改革タスクフォース」の座長である、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事や、カトマンズ近郊のラリットプール郡裁判所裁判官、同郡検察官事務所検事、ネパール弁護士会所属弁護士等と面談し、ネパールの刑事司法が抱えている問題点等について併せて情報収集を実施したところ、ネパールでは、処罰されるべき者が摘発処罰されず、摘発されても有罪率が極端に低いという、いわゆる「impunity（不処罰）」の問題をはじめとするさまざまな問題により、刑事司法が機能不全に陥りつつあるという深刻な事態に直面していることが判明した。その後、ネパール側は、2009年7月24日付で、「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」と題し、主として日本の刑事司法制度の研究を内容とする技術協力個別案件の実施を正式に要望してきたものである。本セミナーは、ネパール側の要望を受け、上記刑事法改革改善タスクフォースの委員を中心とする研修員らが、①日本の刑事司法制度について正確な知識を得るとともに、②関連施設の見学や日本側専門家・関係者との討論等を通じて刑事司法制度の運用実務についても学ぶことにより、これらの知識及び学習経験をネパールの刑事司法改革・改善に役立てることを主たる目的とする。

研修員：12名

カルヤン・シュレスタ	最高裁判所判事
モハン・プラサド・パンジャデ	ネパール法律委員会次官
トウリロチャン・ウプレッティ	首相府兼閣僚評議会次官
スルヤ・プラサド・コイララ	次長検事
ゴヴィンド・プラサド・クスマ	内務省事務次官
バドリ・バハドゥル・カルキ	ネパール弁護士会上級弁護士
ラジット・バクタ・プラドハナンガ	トリブヴァン大学ネパールローキャンパス教授

ラジュ・マン シン・マジャ	法務・司法省次官代理
インディラ・ダハル	法務・司法省事務次官補
カイラシュ・プラサド・スペディ	法務・司法省事務次官補
ケシャブ・プラサド・ダハル	最高裁判所司法アクセス・プロジェクト現地マネージャー
バルラム・プラサド・ラウト	JICAネパール事務所法律プログラムオフィサー

②「民法及び関連法セミナー」

期 間： 平成22年8月17日～8月25日(8日間)

場 所： JICA東京国際センター

研修内容： ネパール政府は、日本政府に対し、民法改正及び日本の民法改正プロセスの紹介に関する支援を要請し、これを受け、2009年2月に独立行政法人国際協力機構(JICA)は「民主化・平和構築セミナー」の一環として民法分野の有識者を派遣し、民法準備草案の準備状況の把握及び協力可能性の検討を行った結果、ネパール側の起草スケジュールに沿って、本邦研修を核としながらネパール側草案に日本側アドバイザリーグループがコメントを付する形で支援を進めることとし、2009年4月に慶應義塾大学松尾弘教授を委員長とする民法改正支援アドバイザリーグループを立ち上げた。2009年度は、7月及び翌年1月の本邦研修ならびにTV会議や現地におけるコンサルテーションを通じて、アドバイザリーグループがネパール側草案にコメントを付す形で草案の改善を支援し、2010年5月には、民法草案が完成した。

これまでの支援により完成した民法草案については、別途ネパール側が起草している民事訴訟法草案とあわせて内閣に提出された後、広く一般に公開されて関係機関とのコンサルテーションが行われる予定であり、そこで出されるコメントを踏まえて再度草案の見直しが行われる予定である。本研修においては、民法草案起草時に今後さらに検討・改善が必要が必要と考えられた点及び民法の運用に不可欠な関連諸制度についてネパール側の理解を深め、今後のコンサルテーションのプロセスを通じて更なる草案の改善及び民法関連法令の整備に反映することを目的とする。具体的な内容としては、①身分登録制度、②不動産登記、特に不動産担保に関する登記制度、③不法行為の損害賠償額算定の実務等について、日本の制度及び手続を比較材料として提供しながら、ネパール民法の改善の余地及びネパール民法の運用のために整備すべき関連法令の内容を検討する機会を提供することとする。

研修員：7名

キル・ラジュ・レグミ ネパール最高裁判所判事

マダブ・プラサド・パウデル 法務・司法省事務次官

ラム・クリシュナ・ティマルセナネパール最高裁判所事務総長

カマル・シャリ・ギミレ	法務・司法省立法草案局長
シャム・プラサド・カレル	ネパール弁護士会上級弁護士
バス・デヴ・ニュウパネ	法務・司法省立法草案局課長
リラ・デヴィ・ガドタウラ	エネルギー省、法務課課長

(12) ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループが設置されている。

ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

委員長 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授

委 員 4名

平成22年度は3回グループ会合を開催。

(13) モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

委員長 稲葉一人 中京大学法科大学院教授 委員 6名

会合 2回実施

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第12回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

本研修は、韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修で研修員が、研修主題に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて研修員の知識の向上を図り、研修の成果を研修主題についての制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としており、平成11年から毎年開催しているものである。本研修の特徴としては、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることであり、両国の研修員が互いに相手国に渡り、相互に研修を実施することが挙げられる。なお、韓国セッションは、大法院法院公務員教育院が実施する。当財団は本研修の日本側

共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を実行している。

韓国セッション 平成22年6月14日～6月24日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後6月24日帰国報告会を実施。

日本セッション 平成22年10月18日～10月28日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、10月26日総合発表として韓国研修員による発表会開催。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要な事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっています。今年度は中国側の要請により「コーポレートガバナンス」(企業の経営を監視・規律すること、又その仕組み)をテーマとして取り上げた。

今回は北京での7回目の開催となり、中国側の主催者である国家発展改革委員会の杜鵑副主任をはじめとする関係者の方々の周到な準備のもとに、国務院各省庁、全国の国家発展改革委員会地方組織よりの参加者を含む、大学、法曹、企業等広い範囲から約130人の参加を得て大変充実したセミナーとなった。

今回のテーマは国家発展改革委員会の要請に沿い、現在世界的に重要な問題として注目されているコーポレートガバナンスについて学術的な観点及び企業実務の観点から日本の現状について紹介することであった。上記について商法分野の第一人者であり当財団が法務総合研究所とともにアジア諸国の比較法制研究を依頼している研究会(株主代表訴訟研究会及び監査制度研究会)の委員長を務めていただいている近藤光男神戸大学大学院法学研究科教授及び企業の前線で日々実務に携わっておられる小川潔住友商事株式会社執行役員法務部長にお願いした。又、講師二人の講演のベースとなる資料は、あらかじめ翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前に準備してもらったことにより、当日のコメントテーターの意見発表、中国での現状の紹介は内容のあるものとなり、充実したセミナーとすることができた。

第15回日中民商事法セミナー(北京)

日 時：平成23年3月8日(火)
場 所：北京唐拉雅秀酒店
主 催：日本側 当財団、法務総合研究所
中国側 国家発展改革委員会
総合司会：任瓏 国家発展改革委員会法規司司長

開会挨拶：杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長

講演Ⅰ： 演題：日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題
講師：近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授
講演Ⅰに関する中国側コメント
コメンテーター：甘培忠 北京大学法学院教授・
中国証券法学会副会長

講演Ⅱ： 演題：住友商事グループにおけるコンプライアンスの
徹底に向けての取り組み
講師：小川 潔 住友商事株式会社執行役員法務部長
講演Ⅱに関する中国側コメント
コメンテーター：王嘉傑 元中国通用技術集団総法律顧問

総 括：小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事
閉会挨拶：山下輝年 法務総合研究所国際協力部長
郝雅風 国家発展改革委員会法規司副司長

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

当財団は法務総合研究所とともに平成21年4月より3年間の予定でアジア・太平洋監査制度研究会にてアジアでの監査制度につき比較法制研究をしてきたが、その中間報告として海外より専門家を招へいし、日本側研究会委員を交えて各国情況の発表及び討論の場としてセミナーを開催した。

日 時：平成22年8月30日(月)13:30～17:40
場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室(法務総合研究所国際協力部)
テ ー マ：アジア監査制度セミナー～躍進するアジアの会社と監査制度
主 催：法務総合研究所、当財団
主催者挨拶：麻生光洋 法務総合研究所長
原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

講 演：「中国における監査制度の概要」
講 師：方 新 大成律師事務所上海事務所律師(弁護士)
日本側コメント：川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授

講 演：「香港における監査制度の概要」
講 師：Antony Wong Hastings & Co., Solicitors & Notaries
日本側コメント：中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

講 演：「韓国の監査制度」
講 師：権鐘浩 建国大学校法科専門大学院教授
日本側コメント：北村雅史 京都大学大学院法学研究科教授

講 演：「ベトナムにおける監査制度の概要」
講 師：Nguyen Thi Lan Huong ハノイ国家大学法学部専任講師
日本側コメント：片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授、弁護士

進行：池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
総括：近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

(3) 他団体との共催事業

①「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援 2010』シンポジウム」
法務総合研究所・名古屋大学による若者を対象とした下記シンポジウムを共催協力した。

「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援 2010』シンポジウム」
日 時：平成22年9月3日(金)11:00～18:00
場 所：法務総合研究所国際協力部国際会議室、名古屋大学会場(CALE)
とテレビ会議接続
対 象：法学部生、法科大学院生、社会人(若手学者、修習生、若手法曹)
目 的：「法の分野での国際協力・国際貢献」としての開発法学と法制度整備支援の実情と魅力に関して、学生等に研究発表させることを通じて、法制度整備支援に対する広範な関心を集め、理解と協力を求めるとともに、今後の法制度整備に携わる人材の育成強化及び関係諸機関との連携強化を図ることを目的とする。

開会の辞：麻生光洋 法務総合研究所長

主催者挨拶：中村哲治 法務大臣政務官

概要説明：中村真咲 名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師
研究発表Ⅰ～Ⅲ：名古屋大学学生グループA・名古屋大学学生グループB・
慶應義塾大学学生グループ

パネリスト：

コーディネータ：森永太郎 国際協力部教官・ベトナム元長期派遣専門家

パネリスト：中嶋朋宏 裁判官・ベトナム元長期派遣専門家

坂野一生 カンボジア元長期派遣専門家

角田多真紀 弁護士・インドネシア元長期派遣専門家

コメンテーター：松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
結果発表・講評：
結果発表： 山下輝年 法務総合研究所国際協力部長
講評： 鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長
総括： 鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長
閉会の辞： 加納駿亮 財団法人国際民商事法センター理事

②2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務総合研究所の共催による下記セミナーを後援

開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々に関し、わが国の企業がこれらの地域において事業展開を行う場合における法務上の留意点をテーマとして企業経営者等を対象とした標記セミナーを開催したもの。

主 催： 石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所
日 時： 平成23年3月10日(木)13:30～16:30
場 所： 北國新聞社 交流ホール
テ ー マ： 「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」
開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長
講 演 I： 「知的財産制度の外観」
鈴木將文 名古屋大学大学院法学研究科教授
講 演 II： 「中国における事業展開に伴う知的財産保護上の留意点
～アウェーでの知財総力戦～」
白洲一新 白洲知的財産権事務所弁理士

③第12回法整備支援連絡会

日 時： 平成23年1月21日10:30～17:30
会 場： (大阪)法務総合研究所国際協力部国際会議室
(東京)法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)
主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構
テ ー マ： 「日本の法制度整備支援をどう検証・評価するのか」
出 席 者： 法整備支援に関与している関係機関、関係者

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成21年度よりは「監査制度」をテーマとしてアジア・太平洋監査制度研究会を平成24年3月までの3ヶ年計画として実施している。本年度は第二年度であり、8月の中間セミナーの開催及び現地

調査とその報告を中心に研究会を実施した。

名 称 アジア・太平洋監査制度研究会
主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団
期 間 平成21年4月～平成24年3月(3年プロジェクト)
研究対象国・地域 中国、香港、韓国、ベトナム
座 長 近藤 光男 神戸大学大学院法学研究科教授
委 員 片木 晴彦 広島大学大学院法務研究科教授・弁護士
川口 恭弘 同志社大学大学院司法研究科教授
北村 雅史 京都大学大学院法学研究科教授
中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
井上 浩一 あづさ監査法人代表社員・公認会計士
森川 茂 住友商事(株)法務部長付
山下 輝年 法務総合研究所国際協力部長
松原 穎夫 法務総合研究所国際協力部教官

平成22年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第5回研究会	平成22年5月12日
第6回研究会	平成22年7月16日
第7回研究会	平成22年9月21日
第8回研究会	平成22年11月30日
第9回研究会	平成23年2月22日

現地調査

平成22年11月7日～11月10日	香港 中東教授・池田弁護士
平成23年2月13日～2月16日	ベトナム(ハノイ・ホーチミン)片木教授
平成23年3月27日～3月29日	韓国(ソウル)近藤教授・北村教授

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

本年度は特段の活動はなかった。

6 広報事業

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第32号 平成22年7月発行
平成21年度事業報告、平成22年度事業計画
2009年度「国際民商事法金沢セミナー」

(2)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。